五　ガス容器は、車体外に取り付けるものを除き、座席又は立席のある車室と気密な隔壁で仕切られ、車体外との通気が十分な場所に取り付けられており、かつ、次に掲げる基準に適合すること。

イ　ガス容器格納室（ガス容器又はガス容器のバルブ及び安全弁等が固定されたコンテナケースをいう。以下同じ。）の換気がタイヤハウス内、排気管その他の熱源に向けて行われていないこと。

ロ　ガス容器格納室及び通気ダクトの取付部に緩み又はその機能を損なう損傷がないこと。

六　ガス容器及び配管等は、損傷を受けるおそれのある部分が適当なおおいで保護されており、かつ、そのおおいに機能を損なう損傷又は故障がないこと。

七　ガス容器及び配管等の防熱装置又はおおいその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷がないこと。

八　次に掲げる装置であってその機能を損なうおそれがある損傷のないものは第２号及び第５号から第７号までに定める基準に適合するものとする。

イ　指定自動車等に備えられている燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

ロ　法75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置又はこれに準ずる性能を有する燃料装置

ハ　新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった燃料装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの

6　液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）は次に掲げる基準に適合すること。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　容器再検査を受けたことのないガス容器　国際相互承認容器細目告示第26条第４号に規定する車載容器総括証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されていること。

二　ガス容器及び配管等の取付部に緩み又は損傷が無いこと。

三　配管等は、ガス容器のガス充填圧力の1.5倍の圧力に耐えること。この場合において、この基準に適合しないおそれがあるときは、配管等に圧力がかかった状態において、高圧部から原動機に至るまでの配管等の確認可能な箇所においてガス検知器又は検知液（石けん水等）を用いてガス漏れの検知を行いガス漏れがないものは、この基準に適合するものとみなす。

四　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車にあっては、協定規則第110号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則の規則18.1.8.2.及び18.1.8.3.に限る。）に適合すること。

五　ガス容器及び配管等は、損傷を受けるおそれのある部分が適当なおおいで保護されており、かつ、そのおおいに機能を損なう損傷又は故障がないこと。

六　ガス容器及び配管等の防熱装置又はおおいその他の適当な日よけにその機能を損なう損傷がないこと。

（新設）